

港区社会的養育推進計画の策定について

1 経 緯

区は、児童相談所設置市となった令和3年4月時点が、当初の社会的養育推進計画（令和2年度～11年度）の計画期間内であり、社会的養育の資源（施設や里親等）を東京都全体で活用していることなどから、現在は「東京都社会的養育推進計画」を準拠しています。

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律では、子どもの養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための様々な措置が講じられました。その内容を踏まえて、令和7年度から11年度を期間とする新たな社会的養育推進計画の策定が求められています（令和6年度中）。

区は、東京都の計画内容との整合を図りながら、児童相談所設置市として独自に令和7年度から令和11年度を期間とした社会的養育推進計画を策定します。

2 区における計画策定について

社会的養育推進計画は、社会的養育に関する各施策の推進とあわせて、予防も含めた地域の子育て支援の強化についても記載することから、児童相談所が中心となり、関係部署で構成する策定委員会にて取組の方向性を検討し計画を策定します。

計画策定にあたっては、区の子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るとともに、より実効性の高い計画となるよう、児童福祉審議会や当事者である児童等から意見聴取を行います。

3 スケジュール(予定)

- | | |
|--------|--|
| 6月～ | 計画策定について児童福祉審議会に報告
策定委員会及び児童福祉審議会臨時部会の設置
策定方針の作成 |
| 6月～11月 | 当事者の意見聴取（聞き取り又はアンケート）ほか
計画素案の作成 |
| 12月 | 区民説明会及びパブリックコメントの実施 |
| 2月 | 計画策定(完成)
児童福祉審議会へ報告 |